

## 会員規約〔商品条項〕

### 第1条（カードの取扱い等）

1. 当社は会員にローンカード（以下「カード」といいます。）を発行します。なお、発行されたカードの所有権は、当社に属します。
2. 会員は、善良な管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
3. カードは、会員のみが使用できるものとし、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供することはできません。
4. 会員がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により、再発行を希望した場合で、当社が相当と認めるとき、当社は所定の手続きの上でカードを再発行します。

### 第2条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとし、なお、利用可能枠は会員の利用状況および信用状態、または法令等の基準により変動するため、会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとします。
2. 会員は、カードを使用して当社と提携している銀行等のCDまたはATMにより、借入れを行うことができます。
3. 会員は、当社から振込みにより借入れを行うこと（以下「振込融資」といいます。）ができます。ただし、振込融資は、会員が予め当社に届け出た会員個人名義の銀行口座に当社名義で振り込む方法で行うものとします。

### 第3条（融資日）

本規約に基づく融資日は、会員がカードを使用してCDまたはATMにより借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の銀行口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。

### 第4条（借入利率）

カードの借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に当社所定の書面で通知するものとします。

### 第5条（返済方法）

1. 返済方法は、会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。ただし、事前に当社が返済方

法を指定したときは、会員はこれに従うものとします。

- (1)会員の指定する会員個人名義の銀行口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。
  - (2)当社指定のATMを利用して返済する方法（以下「ATM返済」といいます。）。なお、ATM返済を利用する会員であっても、予め個人名義の銀行口座を当社に届け出るものとします。
2. 当社が会員に対して返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続きを行うものとします。
  3. 第1項で自振返済を選択した会員は、次の各号のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うものとします。
    - (1)インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が要請した場合は、会員は直ちに再手続きに応じるものとします。
    - (2)金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとします。

## 第6条（返済方式と毎月返済額）

1. 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式とします。
2. 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとし、会員の希望によりボーナス加算返済（年2回同額）を併用することもできます。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	50万円以内	50万円超 150万円以内	150万円超 200万円以内
毎月返済額	10,000円	20,000円	23,000円

  

当月の残高	200万円超 250万円以内	250万円超 300万円以内	300万円超 350万円以内
毎月返済額	25,000円	30,000円	35,000円

  

当月の残高	350万円超 400万円以内	400万円超 450万円以内	450万円超 500万円以内
毎月返済額	40,000円	45,000円	50,000円

  

当月の残高	500万円超 600万円以内	600万円超 700万円以内	700万円超 800万円以内
毎月返済額	60,000円	65,000円	70,000円

3. 元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠（コース）に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとします。ただし、契約枠（コース）が当社の審査等により引き下げられた場合、毎月返済額は当社が下表の範囲内で変更します。

〔元利込定額返済の毎月返済額およびボーナス加算返済額〕

契約枠(コース)	50万円コース	100万円コース	150万円コース	200万円コース	
毎月返済額	15,000円以上	25,000円以上	30,000円以上	40,000円以上	30,000円
ボーナス加算額	任意の額（設定しないこともできます、以下同様）				50,000円以上

契約枠(コース)	250万円コース		300万円コース	
毎月返済額	40,000円	50,000円以上	40,000円	60,000円以上
ボーナス加算額	60,000円以上	任意の額	60,000円以上	任意の額

契約枠(コース)	350万円コース・400万円コース		450万円コース・500万円コース	
毎月返済額	60,000円	70,000円以上	70,000円	80,000円以上
ボーナス加算額	70,000円以上	任意の額	80,000円以上	任意の額

契約枠(コース)	550万円コース・600万円コース		650万円コース・700万円コース	
毎月返済額	80,000円	100,000円以上	90,000円	110,000円以上
ボーナス加算額	90,000円以上	任意の額	110,000円以上	任意の額

契約枠(コース)	800万円コース			
毎月返済額	100,000円		120,000円以上	
ボーナス加算額	120,000円以上		任意の額	

## 第7条（約定返済と繰上返済）

1. 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から会員が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとし、ボーナス加算返済も同様とします。
2. 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。なお、ATM返済の会員についても同様とします。
3. 約定返済は、約定返済日の15日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとします。ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。

4. 前項にかかわらず、会員は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができます。ただし、当社指定のATMを利用して繰上返済する場合、ATMの種類や設置場所または利用日時等によっては千円単位での一部返済となる場合があります。
5. 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は約定返済日の入金があったものとみなします。
6. 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
7. 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとします。

## 第8条（返済金の充当順位）

1. 約定返済金の充当順位は、(1)費用または手数料、(2)未収利息、(3)遅延損害金、(4)経過利息、(5)元金の順とします。
2. 会員が当社に対して複数の債務を負担している場合は、会員からの充当指定がない限り、当社所定の方法、順位で充当するものとし、会員はこれを承諾するものとします。

## 第9条（カードの紛失、盗難等）

1. 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちに当社に電話連絡するとともに、遅滞なく所轄の警察署に届出を行うものとします。
2. 紛失または盗難にあったカードが使用され、会員に損害が発生した場合、当社は紛失・盗難の届出を受け付けた日から60日前にさかのぼり、会員の損害を当社所定の方法により補てんします。ただし、それ以前の損害については補てんされず、会員が負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合は会員が一切の責任を負い、当社は会員に対する損害の補てんを行わないものとします。
  - (1)会員の故意または過失により暗証番号が漏洩し、他人にカードを使用された場合。
  - (2)会員の家族、親族、同居人等の会員の関係者によってカードが使用され、もしくは使用されたと明らかに推測される場合。
  - (3)戦争、テロ、事変、地震、津波、噴火等の著しい社会秩序の混乱の際に損害が生じた場合。
  - (4)会員が本規約に違反している状態で損害が生じた場合。
  - (5)当社が提出を依頼した書類等を提出しなかった場合、または当社が行う被害状況等の調査に関する指示に従わないなど、調査への協力を拒んだ場合。